

## 支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局  
第1号

2015. 11. 23

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

## 11月10日、「支援する会」を結成

第1回公判は1月18日(月)午後3時～  
大阪地裁・大法廷をいっぱいにして

年金裁判を府下一円に広げよう



16人の著名人の呼びかけで、「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」の結成総会が、11月10日大阪グリーン会館で行われました。総会には呼びかけ人をはじめ組合員や原告団など100人を超える人たちが参加しました。

## 「支援する会」への入会を積極的に呼びかけよう

「支援する会」結成総会では、最初に呼びかけ人である植田晃子さん（大阪母親連絡会会長）、川辺和宏さん（大阪労連議長）、藤川矢之輔さん（劇団前進座幹事長）、渡辺武さん（元大阪城天守閣館長）から激励の挨拶がありました。

続いて、府本部の勝井書記次長から、これまでの経過の報告と「支援する会」の申し合わせ事項の提案、そして今後の取り組みについて「支援する会への入会を積極的に幅広く呼びかけよう」「裁判は大阪地裁大法廷で行われます。毎回の裁判では傍聴席があふれるよう傍聴参加者を組織しよう」など、今後の取り組みについての提案がおこなわれました。

最後に、大阪弁護団の喜田弁護士から裁判にかかる経過や状況についての報告が行われ、その後、若干の質疑があり閉会となりました。

## ◎選出された役員

- ・幹事：佐藤哲郎（東北）、中田勝男（西南）  
潮田洋吉（河南）、山地茂行（北河内）、  
織部巖（北摂）、徳畑勇（中河内）、松浦  
政功（泉州）
- ・事務局長：勝井正（府本部）
- ・事務局員：村崎秀子、長坂民雄、池尾剛  
（以上府本部）

## ◎今後の取り組みについて

- ①支援する会への入会を幅広く呼びかけます。
- ②年金者組合の各支部は、団体加入をお願いします。
- ③府本部が発行する「訴訟ニュース」を配布し、裁判の情勢や進行状況を会員に伝えます
- ④口頭弁論（裁判）は、大阪地裁で行われます。毎回傍聴席が満員になるよう、傍聴参加者を組織します。なお、口頭弁論終了後は報告集会を行い、裁判の報告と今後の取り組みの意思統一をはかります。

# 「支援する会」への参加呼びかけよう

## 「支援する会」呼びかけ人が激励



大阪母親連絡会  
長・植田晃子さん



大阪労連議長・川  
辺和宏さん



劇団前進座幹事長・  
藤川矢之輔さん



元大阪城天守閣館  
長・渡辺武さん

## 弁護団も力を合わせて頑張っていきます

喜田  
弁護士  
訴状  
について  
説明する



「支援する会」結成総会に先立つ「第2回原告団会議」で、喜田弁護士は訴状について言及。原告から社会保障にかかわる「後退的措置」についての質問も出されました。

日本政府は国連の社会権規約を軽視しています。締約国は権利の実現を漸進的に進歩させるべきことが求められており、いったん決められた権利をそれ以前よりも後退させる場合は、あらゆる手段、あらゆる資源を活用し、最大限慎重に検討して、その道しかなかったことが証明されて、初めて認められます。

「特例水準解消」「マクロ経済スライド」実施措置は、それらの判断基準を充たしていないことは明らかです。

年金のしくみは知れば知るほど複雑です。最低保障年金制度をきちんとつくらせなければなりません。いろいろな方々の知恵を集結して、裁判を進めていきたい。マクロ経済スライドによる第2次違憲訴訟原告団は100人を超えます。弁護団も力を合わせて頑張っていく。

### ◎お世話になる弁護団は

上山勤・渡辺和恵・斉藤真行・井上洋子・喜田崇之・高橋早苗・安原邦博の7人の弁護士です。

国連・社会権規約委員会の「一般的意見第19」の示す「後退措置」を正当化できる証明の判断基準について

- ①正当化する理由があるかどうか、②選択肢が包括的に検討されているか否か、③提案された後退的措置および選択肢を検討する際に、影響を受ける集団の真の意味での参加があったか否か、④措置が直接的または間接的に差別的であったか否か、⑤措置が、社会保障に対する権利の実現に持続的な不合理な影響力を及ぼすか、既得的な社会保障権に不合理な影響を及ぼすか、もしくは個人または集団が社会保障の最低限不可欠なレベルへのアクセスを奪われているか否か、⑥国家レベルで措置の独立した再検討がなされているか



以上の6点。

### 原告団の皆さんにお願いしたいこと

- ①原告全員に陳述書を書いていただき、主体的な年金訴訟へのかかわりを強めていただきます。12月8日第1次締切
- ②大阪地方裁判所大法廷（90席余り）を毎回いっぱいにすることが大切です。公判にはぜひご参加ください。
- ③原告団のメーリングリスト、FAXリストを作りますので、府本部にご連絡ください。
- ④それぞれの支部で「年金違憲訴訟を支援する大阪の会」を広げるために、原告の力をお貸しください。さらに仲間増やしにもご尽力ください。